



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

年度事業計画書



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021年7月～2022年6月

所沢ロータリークラブ

(RI第2570地区第3グループ)

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；

四つのテスト

THE 4-WAY TEST

言行はこれを照らしてから (of things we think, say or do)

- 1) 真実かどうか (Is it the TRUTH ?)
- 2) みんなに公平か (Is it FAIR to all concerned ?)
- 3) 好意と友情を深めるか (Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS ?)
- 4) みんなのためになるかどうか (Will it be BENEFICIAL to all concerned ?)

Herbert T aylor

2021-22 年度 国際ロータリー シェカール メータ会長 紹介



シェカール メータ

- ・カルカッタ-マハナガル・ロータリークラブ
（インド、西ベンガル州）所属
- ・会計士であり、自身が設立した不動産開発会社「Skyline Group」の会長
- ・カナダを本拠とする「Operation Eyesight Universal (India)」(回避可能な失明を防ぎ、治療可能な失明を治療する国際開発組織)のディレクター

Rotary



奉仕しよう みんなの
人生を豊かにするために

災害救援活動に積極的に参加してきたメータ氏は、シェルターボックス（英国）の理事です。2004年に発生したインド洋での津波の後、被災者のための約500戸の家の建設を支援しました。

南アジアで1,500件以上の心臓外科手術を提供したプログラムを立ち上げたメータ氏は、インド全土での識字率向上をはかる「TEACHプログラム」の創設にもかかわり、このプログラムを通じて何千もの学校に支援を提供しました。

1984年にロータリーに入会したメータ氏は、RI 理事、複数の委員会の委員および委員長、ゾーンコーディネーター、研修リーダー、ロータリー財団専門家グループメンバー、地区ガバナーを歴任したほか、インド・ロータリー財団の会長を務めています。

超私の奉仕賞、ロータリー財団功労表彰状、特別功労賞を受賞しており、ラシ夫人と共にメジャードナー、遺贈友の会の会員です。

2021-22 年度 RI 会長メッセージ

本年度の国際協議会は、新型コロナウイルス流行のためバーチャルで開催されました。2021-22 年度メータ RI 会長は、国際協議会の初日 2 月 1 日、次期地区ガバナーに向けて会長テーマの発表とスピーチがありました。要約を掲載させていただきます。

【 2021-22 年度 RI 会長のテーマ 】

「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」

Serve to Change Lives



インドや近隣諸国でいくつもの大きな奉仕プロジェクトに参加し実践したシュメール・メータ RI 会長エレクトは、ロータリーの原点である「超我の奉仕」というロータリーの標語に大きな感銘を受けました。奉仕に目覚めたことで「その瞬間、私は単なるロータリークラブ会員から、ロータリアンになった。ロータリーが私の心に火をつけました。」と自身の経験を話されました。そして、アルバート・アインシュタインの、「誰かのために生きてこそ、人生には価値がある」の言葉を引用し、**「奉仕することで誰かの人生を豊かにすることは、自分の人生の最高の生き方である」**と力説しました。「私たちは、自分よりも先に人のことを考える心構えがあるでしょうか。ロータリアンである私たちにとって大切なのは、それだけです」と訴えかけました。私も共感し、とても感動を覚えました。

そして、今年度のテーマ**「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」**が発表されました。

ほかの人のために生き、世話をし、奉仕することで誰かの人生を豊かにすることは、自分の人生の最高の生き方です。奉仕は、誰かの人生だけでなく、自分の人生も豊かにします。ポリオ根絶活動、新型コロナウイルスとの闘い、大きなインパクトをもたらすプロジェクトへの取り組み、これらに意欲を駆り立て立ち向かうのは、皆さんがロータリアンだからです、と述べました。



奉仕プロジェクトをインパクトあるものにするために私たちは、「もっと行動し、もっと成長する」必要があるとしています。「行動」は奉仕プロジェクトを、「成長」は会員基盤の拡大を意味します。

その奉仕活動をよりインパクトのあるものとするために、過去 17 年間、120 万と変わらない国際ロータリーの会員数を 130 万人にすること、「each one, bring one」という考え方で会員増強を訴えています。そして、公共イメージの向上に伴って会員増強されるという考えで「ロータリー奉仕デー」の実施を全地区とロータリークラブに求めています。



また、奉仕イニシアチブに取り組むにあたり、**次年度の焦点は「女子のエンパワメント」**とします。ロータリーの中核的価値観、DEI（多様性、公平さ、開放性）の「多様性」を踏まえ、不利な立場に置かれることが多い女子へのエンパワメントに取り組むことが重要とし、特に「女子」に焦点を当てることが示されました。

変革者の皆さん、準備は整っていますか？大きなチャレンジに立ち向かう準備ができていますか？ 奉仕する準備ができていますか？ みんなの人生を豊かにする準備ができていますか？ 私は準備ができています。皆さんも同じでしょう。ともに奉仕し、みんなの人生を豊かにしていこうではありませんか。

と結んで、メータ会長エレクトのメッセージは終わりました。

■■■■■ メータ会長 スピーチの キーワード ■■■■■	● 「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」（テーマ） ● もっと行動し、もっと成長する ● 「each one, bring one」会員を 130 万人に。 ● 「ロータリー奉仕デー」 ● 女子のエンパワメント
--	--

2021-22 年度 地区方針

国際協議会では、シェカール・メータ RI 会長エレクトの素晴らしいスピーチに感銘を受けるとともに、同期ガバナーの次年度に向けた熱い想いに触発されました。その気持ちを大切に 2021-22 年度に向けた我が地区の方針をまとめましたので、発表いたします。

【 地区スローガン 】

「もっと夢を もっと奉仕を」

More dreams More service

★もっと夢を・・・未来のあるべき地区、クラブの姿を真摯に描く



2021-22 年度 RI 第 2570 地区
ガバナー 水村雅啓（入間 RC）

【地区活動方針】

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってロータリー活動が制約されています。私たちは、After コロナを見据えて、持続可能なより良い変化をもたらす行動人として活動出来るように、今から準備を進めることが重要と考えます。

1918 年に発生した世界で 5 億人が感染したと言われるスペイン風邪。多くの都市で劇場や映画館が営業停止を余儀なくされ、一般市民の集会も禁止されました。そのような状況の中、当時のロータリークラブはそれぞれの活動に変更を加えつつ、感染者への支援にもあたりました。ロータリアンは各地のガイドラインに従って例会の開催方法を工夫し、自治体や医療従事者に必要な支援を提供しました。

カリフォルニア州のあるクラブは、換気の悪い場所での会合を禁止する地元の規制に従い、屋外で例会を開いたそうです。今なら、オンラインで例会を開催しているといったところでしょうか。それは、仲間のつながりを維持していこうという心の表れでした。

【よく学び、未来を描く】 ■■■

私は、こんな時だからこそ、「ロータリー」を学び直したいと思います。

バーチャル国際協議会では、11日間、インパクトをもたらす奉仕プロジェクトについて、会員基盤を広げることにについて多角的に学びました。それは、奥行きが深く幅の広い内容でした。これを地区役員そしてクラブ会長に伝えることが私の役目です。地区役員はそれを具体化してクラブ会長はもちろんクラブリーダーに伝え、全体としてそれを実行していくことです。それを効果的なものにするためにも「ロータリー」を学び、未来志向の活動計画を練っていきましょう。

ロータリー運動を表す言葉に「入りて学び、出でて奉仕せよ」があります。(1947-48年度、ケンドリック ガーンシーRI 会長テーマ)

「入りて学び」は、目的意識を持って学ぶこと、RI 会長のテーマや地区の方針も含めて、大いに学び合い人格を高め合おうということです。また、大きく変革し続ける国際ロータリーを学び、理解を深めることはロータリー活動を有意義にすることにほかなりません。

「出でて奉仕せよ」は、学んだことを地域社会に戻り、奉仕の心として実践に移そうという呼びかけであります。

ロータリーをより知り、現状を把握して、希望に満ちたロータリーの「未来を描く」ために、地区にあってはセミナーや研修会を、クラブにあっては例会や家庭集会で学ぶ機会を大いに作っていきましょう。

【描いた未来に向かって、行動】 ■■■

学んだことを実践に生かすことが重要です。まず5年後、10年後の地区やクラブの未来を描きましょう。どんなクラブになっているか。会員規模、例会風景、親睦活動、奉仕活動の内容・・・等々。夢（未来ビジョン…戦略計画）を描きましょう。そして、夢の実現に向かって行動しましょう。

メータ会長は、会員数を120万から130万人に増やそうと提唱しています。そして、もっとも人と人びとのために奉仕し、その人生をより豊かにするために援助していただきたいと、そして、ほかのロータリアンや、他団体、企業と手を取り合い、地域社会にインパクトをもたらすプロジェクト、国や世界の人びとの人生を豊かにするプロジェクトを実施してください、と訴えています。それは「ロータリー奉仕デー」の実施という形で全地区とクラブに求めています。「ロータリー奉仕デー」として認められるには、いくつかの必要条件がありますが、実施することで会員、クラブの意欲を引きだし、公共イメージの向上とともに、会員増強に繋がります。是非「ロータリー奉仕デー」に取り組みましょう。

ロータリーの目的は「奉仕の理念」を奨励し育むことにあります。

「奉仕の理念」とは、要約すれば「他人のことを思いやり、他人のために尽くすこと」。奉仕とは、自分よりもほかの人のことを先に考えることです。

地区やクラブのリーダーは、率先して様々な機会を作り、理解を深め実践に導く役割があります。是非そんな一年にしていきたいと思います。



（１）活力ある地区・クラブをつくる

- ・ 5年後のあるべき姿を多角的に描いた戦略計画（未来ビジョン）を作成する
（地区・クラブともに／My Rotary 戦略計画立案ガイドを利用）
- ・ 「Each One, Bring One（みんなが一人を入会させよう）」の推進
- ・ 会員増強は、目標を定め、多様性のある会員構成を目指そう
- ・ 地区役員は、クラブの活性化支援のために何ができるかを念頭に活動する

（２）研修の実施でロータリーをもっと知る

- ・ 新会員研修はじめ全会員が研修・学習する機会をつくりロータリーを知ることで、クラブの活性化に繋げる
- ・ 地区セミナーへの参加（ベテラン会員だけでなく、新会員の参加も）促す
- ・ 会長幹事会で、地区委員を招いてロータリー情報の学習を行う
- ・ 地区委員は積極的にクラブに出向き地区情報を提供する
- ・ 関連委員会との合同研修会を実施し、意見交換のできる機会を作る
- ・ 会議、研修、セミナーを最適化するため、バーチャル技術の使用を支援・奨励する

（３）多様な奉仕プロジェクトへチャレンジ。

- ・ グローバル補助金を活用した国際社会への貢献

7つのカテゴリー

- 1.平和構築と紛争予防、2.疾病予防と治療、3.水と衛生、4.母子の健康
- 5.基本的教育と識字率向上、6.地域社会の経済発展、7.環境の保全

- ・ 地区補助金を活用した地域社会への貢献
- ・ 「ロータリー奉仕デー」の取組みを検討する・・・（別紙資料を参照してください）
※メータ会長メッセージ：ロータリー重点分野の一つ以上に該当する地域社会の課題に、ロータリー内外のボランティアが一緒に取り組めるものとして、少なくとも1回、「ロータリー奉仕デー」のイベントを計画・開催していただきたい
- ・ ポリオ根絶活動を推進する

（４）将来のリーダーの育成

- ・ すべての機会を活用して地区のリーダーとなる人材の発掘と育成に取り組む
- ・ ガバナー補佐、地区委員は、次年度の地区リーダーとなる人材を発掘し推薦する
- ・ RLI への参加を促す
- ・ 未来を担う若い世代を支援し、青少年プログラムに積極的に取り組む

ク ラ ブ 沿 革

(1) クラブ略歴

創 立	昭和37年 1 月19日
承 認	昭和37年 2 月 5 日
認 証 状 伝 達 式	昭和37年 5 月25日
特 別 代 表	水村 三郎氏 (川越RC)
スポンサークラブ	川越ロータリークラブ
創 立 会 員	30名
初 代 会 長	倉片 勝次
創立10周年式典	昭和47年 4 月14日
創立20周年式典	昭和57年 4 月20日
創立25周年式典	昭和62年 5 月12日
創立30周年式典	平成 4 年 1 月19日
創立35周年式典	平成 9 年 1 月21日
創立40周年式典	平成14年 1 月19日
創立45周年式典	平成19年 1 月16日
創立50周年式典	平成24年 1 月19日
創立55周年式典	平成29年 1 月19日

(2) 事務所及び例会場

◎埼玉県所沢市けやき台 2 丁目17ー 8 サンライズけやき台102
TEL 04 (2922) 5920
FAX 04 (2925) 8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp
事務局員 田中 純子

◎『ベルヴィ ザ・グラン』所沢市星の宮1-3-5
TEL 04 (2923) 4122
FAX 04 (2928) 8173

(3) 例会日時

◎毎週火曜日 12 : 30 ~ 1 : 30

(4)

- 年次総会 : 毎年12月第1例会日に開催し、次年度の役員及び理事の選挙を行う。
- 理事会 : 定例理事会を基本毎月第1例会日、午前11:00頃に行う事とし、決定事項については例会時に会員に報告しさらにホームページに掲載する。
- 会員協議会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会報告する。
- クラブ協議会 : 年間5回以上随時開催し、協議事項を例会にて報告する。
- 各委員会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会にて報告。

(5) 会費

会費は 1年 240,000円とする。

協賛金は 80,000円とする。

所沢ロータリークラブ

会長 倉片 順司 幹事 見澤 英一

	TEL	Fax
事務局	04-2922-5920	04-2925-8908
会長事業所（倉片人形）	04-2993-1351	04-2993-1352
幹事事業所（見澤食品）	04-2994-5588	04-2994-5581

会 長 所 信

2021年～2022年度

会 長 倉 片 順 司

R I 会長のテーマ

「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」
水村ガバナースローガン
「もっと夢を もっと奉仕を」

昭和37年の設立以来60周年を迎える伝統ある所沢ロータリークラブの会長を務めさせていただくことになり、コロナ禍で活動が制限されている中、2021年～22年度の準備を進めて参りました。幹事は見澤英一さん、S A Aは市川雅巳さん、副会長にベテランの池田安弘さん他、役員・理事、各委員長に快くご就任いただき、深く感謝申し上げます。会員の皆様にもご協力を賜り、1年間全力で取り組みたいと思います。

1. 奉仕活動について

「誰かのために生きてこそ人生には価値がある」自分よりも先に人のことを考えるという意識があって初めて成り立つ言葉だと思います。ロータリー活動が続けていく上で、多くの場面に「奉仕」という言葉が出てきますが、残念ながらロータリー歴の短い会員には、奉仕イコール寄付やボランティアという理解しかない方が少なくありません。今一度原点に戻り、ロータリアンとして胸を張れるような奉仕を実践できるように促したいと思います。

2. 会員増強と会員維持強化

コロナ禍で、例会の減少による交流不足が要因と思われる年長会員の退会が続いています。このような状況の中なので、会員増強よりもまずは会員維持強化対策に取り組み、会員ならではのメリットを提供できるように心掛けていきたいと思います。それが実現できなければ、会員増強に説得力が生まれません。

コロナが収束する兆しが見えた頃には、奉仕と親睦という原点を考え、会員交流と共に研修会を実施したいと思います。

3. S D G s（持続可能な開発）に対する取り組み

世界中で取り組まれている「S D G s」の考え方から、当クラブでは出来る限り「紙ベース」の資料を削減いたします。年度事業計画書、週報はホームページに掲載するなど、限りある資源の削減に努めます。

4. ホームページを一新します。

手軽にスマートフォンで見られるようにし、例会の予定や事業などをロータリーの会員のみならず市民の皆様に対する広報もできるようにします。

5. 例会場を変更します。

退会防止のため、会員からの要望もあり、より交流を深めやすい会場に変更します。

所沢ロータリークラブは、本年度R I 会長のテーマと水村ガバナーのスローガンを、当クラブの目標にして事業展開をし、会員増強・出席向上を目指したいと思いますので、会員の皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

幹 事 所 信

2021年～2022年度

幹 事 見 澤 英 一

今年度、所沢ロータリークラブ60周年という記念すべき年に幹事という大役を仰せつかり身の引き締まる思いでおります。

幹事の責務といたしましては、会長の補佐、各委員会活動の把握と円滑なる運営が行われる

ことへの協力、クラブ内外への情報伝達や調整等重要な役割だと思っております。

今年どもコロナ渦が続く中、より今迄以上に会員の協力を頂き60周年が素晴らしい年になるように努力してまいりたいと思っております。本年1年宜しくお願い申し上げます。

会 計 所 信

2021年～2022年度

会 計 新 藤 隆 一

クラブ細則に会計の任務として「すべての資金を監督し、年次財務報告を行う」とあります。会員の皆様のご理解、ご協力を得て、適切な資金の管理、健全な財務の運営を心がけて行きたいと思っております。

S A A

S A A	市 川	雅 巳
副 S A A	安 達	裕 之

基本方針

SAAとして例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるよう進行役として務めて参ります。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、副SAAとも協力して来客者や会員を笑顔で迎え入れていく所存でございます。

活動方針

- (1) 時間厳守に務めます。
- (2) 会場の入口で御客様及び会員を笑顔で歓迎します。
- (3) 出合いを考えた座席案内を致します。
- (4) 無駄の無いような食事を提供します。
- (5) 和やかな雰囲気の中にも規則正しく会員相互にとって有意義な場になるよう努力します。

ク ラ ブ 管 理 運 営 委 員 会

委 員 長	日 向	貴 一
代 行	村 山	宣 章

基本方針

クラブ管理運営委員会は、会員相互の交流と親睦を一層深めるための環境づくりをすることとあります。
その為に各小委員会とのコミュニケーションを密にし、それぞれの委員会とのパイプ役となり、クラブの円滑な運営の手助けを行うことを心掛けていきます。

プログラム委員会

委員長	高橋	興基
副委員長	平岩	敏和

基本方針

会員の皆様にとって有益かつ楽しめる魅力ある卓話を実施し、リモート例会にも対応して進んで参加したくなるような委員会を目指します。

活動方針

- 1, ロータリークラブの知識を深める卓話の実施
- 2, 会員に役立つ情報の提供
- 3, 会員も含め、活躍している方の講演
- 4, 時節的な話題性に富んだ卓話の実施

クラブ会報委員会

委員長	井花	佳彦
副委員長	栗田	峰至

基本方針

ロータリーの例会と活動を記録し、活気あるクラブ会報を作成します。

活動方針

- (1) 正確かつ迅速な会報を作成する。
- (2) 例会・活動の記録をわかりやすく表現し、雰囲気が伝わり記憶に残る会報を作成する。

出席向上委員会

委員長	菅原	輝幸
副委員長	安達	裕之

基本方針

出席向上委員会は、ロータリーの基本である例会の出席率向上を考えて参りますので、会員の皆様のご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) 例会において会員出席率を発表します。
- (2) 目標出席率を達成された方を、年度末に表彰します。
- (3) メーキャップの情報提供、ZOOM等のオンライン出席の向上に努めます。

親睦活動委員会

委員長 石井 正太郎
副委員長 小山 祥代

基本方針

一年間の親睦行事を通して、会員相互の親睦を深めていただくとともに、ご家族の方々にも喜んでもらえるような活動を進めて参ります。

活動方針

(1) 記念祝福

- ・会員誕生記念、ご夫人（ご主人）誕生記念、結婚記念

(2) 親睦行事

- ・納涼大会……………8月
- ・クリスマス会……………12月
- ・親睦ゴルフ大会……10月・4月
- ・花見例会……………4月
- ・会員親睦旅行……………11月

広報雑誌委員会

委員長 日高 勉
副委員長 本橋 嘉雄

基本方針

ロータリー3義務の一つとして、会報の購読を皆様のお力添えをお願いし、お一人でも多く愛読書にさせていただきますよう、努めさせていただきます。

本年度は、例会が多く開催されて、読み合わせの機会が増える事を願います。
是非配布している購読誌を、楽しみにしていただけるようお願い申し上げます

活動方針

- (1) 当クラブの活動内容を各メディアに広報活動する。
- (2) 例会にて毎月「ロータリーの友」の内容を紹介する。

エンジョイヘルス委員会

委員長 加藤 和伸
副委員長 岩下 悦郎

基本方針

常日頃から自身の健康を念頭に置かなければならない会員の皆様にとって、当委員会
はみんなで健康に関する情報を共有し、健康に関して考える時間を提供できるよう努
力して参ります

活動方針

- (1) 例会の時間を利用しての簡単な運動の実施(不定期)
- (2) 卓話にて健康に関する情報の提供

スマイルボックス委員会

委員長 岩井 英雄
副委員長 酒巻 満

目標 600,000円

基本方針

会員皆様からの暖かいスマイルが、奉仕の精神に基づいて大きな輪になるようにご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) ニコニコしやすい雰囲気と環境を作ります。
- (2) 例会にてスマイル報告を行います。

1	何でもよろこばしいこと、失策して頭をかくようなとき		500円以上
2	御夫人・御主人誕生祝い		5,000円
3	会員の還暦、古希、米寿、銀婚式の慶事		5,000円～10,000円
4	会員の叙勲等の場合		10,000円
5	お子様・お孫様の入園、入学、進級、進学等		2,000円
6	ご家族の慶事、高校・大学卒業、学位受領等		3,000円～10,000円
7	自宅・会社・店舗の新築、改築		5,000円
8	新車等の購入		5,000円
9	会社の慶事、創立、開業、増築、受賞		5,000円
10	例会無断欠席でメーキャップした場合		1,000円
11	例会無断欠席でメーキャップしない場合		2,000円
12	例会届出欠席でメーキャップしない場合		1,000円
13	理事会及び会合欠席「不参加」の場合		2,000円
14	3ヶ月ホームクラブ80%以下の場合		5,000円
15	各競技で受賞した場合	1位	3,000円
		2位	2,000円
		3位	1,000円
16	従業員表彰		2,000円

(注) 2 御夫人・御主人誕生祝福は事業参加費より引き落としさせていただきます。

**職業分類 会員選考 維持強化 会員増強
公共イメージ ロータリー情報 戦略計画
各委員会**

会長 エレクト 三 上 誠

倉片年度では会員選考委員会と公共イメージ委員会が独立委員会となり
また、戦略計画委員会が新たに創設されました。
6 委員会はクラブの根幹にかかわる部分なので小委員長の方々と話し合い
各委員会のやるべきことを遂行してまいります。

職業分類委員会

委員長 大 野 木 喜 行
副委員長 中 保 憲

基本方針

ロータリークラブの基本は、従来守られてきた一人一業種による職業分類の制度でした。しかし、この制度が改正され同一職業の分類をクラブの会員数により50人以下のクラブは、5名、それ以上のクラブは、10%以内の職業の会員が認められるようになりました。よって、職業分類については、あまり重要視する必要はないと思えます。

活動方針

現在の分類表は、経済産業省で定められた職業分類により作成されたものであり、今後の社会環境の変化により新たな職業分類が必要な場合、検討します。

会員選考委員会

委員長 當 眞 正 純
副委員長 増 田 武 英

基本方針

クラブの維持発展には会員数の維持・増強が必要です。
会員皆様からの入会候補者の推薦を頂き、一人でも多くの新入会員を得られるよう適正に選考していきたいと思います。

会 員 増 強 委 員 会

委 員 長 二 上 昌 弘
副 委 員 長 佐 藤 薫

基本方針

クラブの継続・発展と充実した活動を考える上で、会員の増強は不可欠であります。また、クラブ運営や活動の方針によって出席率の低下や退会へ繋がってしまうことのないクラブであり続けていくことも同時に大切であると考えます。今後も、「入会したい」、「入るなら所沢」、「所沢しかない」と思ってもらえるクラブであり続ける為にも、伝統と歴史を踏まえながら会員の資質向上と充実した活動が継続され、併せて会員相互の更なる親睦を図りながら協調性のある増強活動に励んでまいりたいと思います。

これにより会員の老・壮・青のバランスの良さを保ちながら魅力あるクラブづくりへと繋がれば幸いです。多くの会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

活動方針

- (1) 会員増強の為の情報交換会の開催

公 共 イ メ ー ジ 委 員 会

委 員 長 阿 部 武 志
副 委 員 長 新 井 重 雄

基本方針

ロータリーの活動やプロジェクトを広く伝えるための公共イメージを作り上げる。

活動方針

ソーシャルメディアを活用し、地域社会との関わりを深め、ロータリーと当クラブの特徴を伝えていけるような活動をする。

ロータリー情報委員会

委員長 梅 沢 好 文
副委員長 中 井 眞 一 郎

基本方針

ロータリーに関する基礎や情報を提供することでロータリー活動の実践に役立てるとともに会員相互の情報共有を図る。特に新入会員の方に対しては、ロータリーの実践者としてロータリーを理解するための情報提供の機会を提供する。

活動方針

- (1) 新入会員入会式の実施
- (2) 新入会員にはイニシエーションスピーチを通し自己紹介をする。
- (3) 新入会員・推薦者入・入会3年未満の会員との意見交換を目的に情報提供する。
ズーム会議・炉辺会議など開催

戦略計画委員会

委員長 武 藤 力 夫
副委員長 村 山 宣 章

基本方針

当クラブの今後の中長期にわたる将来計画を検討・立案します。

活動方針

- (1) 年3回～4回の会議を開催
- (2) 長期目標に沿って中期目標を模索
- (3) 奉仕プロジェクトの継続・見直し・新規活動を検討
- (4) ロータリー理念の実践をうながす

長期目標

- (1) みんなが参加したくなるクラブ
- (2) ロータリーの理念を学ぶ
- (3) 地域になくてはならないクラブ
- (4) 国際交流を大切にするクラブ

奉仕プロジェクト委員会

委員長 副会長 池田 安弘

基本方針

この度、倉片年度、副会長としてクラブ奉仕プロジェクト委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。

奉仕部門はロータリーの精心の要となる活動を担う部門であります。

委員会活動が盛り上がり、一年間のプログラムが円滑に進むよう会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職業奉仕委員会

委員長 本橋 敬明
代行 細野 達男

基本方針

- (1) 職場における高い倫理基準を促進します。
- (2) 職業分類の原則を理解する。
- (3) ロータリーの公約を推進する。
- (4) 職業の価値を認識し推進する。
- (5) 自分の職業におけるボランティア活動をする。

活動方針

- (1) 顧客、仕入業者や仕事の協力者に対して高い倫理基準を公約し実施
- (2) 入会3年未満の方々に職業分類の原則を説明し理解をして頂くことを実施
- (3) 「四つのテスト」を掲示
- (4) 家族参加の企業見学を企画、実施
- (5) 職場を通じ出来ることでのボランティアを実施

社会奉仕委員会

委員長 橋本 幹男
代行 道口 泰己

基本方針

奉仕の理想を念頭に社会奉仕活動を行うことにより、ロータリークラブの認知度を高めるとともに地域社会の発展に貢献する。

活動方針

- (1) 老人ホームでのホタル観賞会開催
- (2) ロータリークラブが推進する事業への賛同・参加促進
- (3) 市内5クラブと協調を図り、合同事業に参画する

国際奉仕委員会

委員長 木村 良孝
代行 大舘 則夫

基本方針

他国の人々を助け目的の活動に協力し、国際理解、親善、平和を推進することに取り組んで参ります。

活動方針

- (1) 地区の活動方針にある人道的奉仕について、協力する。
- (2) ロータリー財団と米山奨学会へ、積極的に協力する。

青少年奉仕委員会

委員長 北田 功
代行 五十嵐 俊昭

基本方針

基本方針2570地区活動方針及び会長方針に従事し、次世代の青少年育成活動及び運営に努めます。

活動方針

- (1) 所沢市内5クラブ共同事業活動
- (2) 青少年交換プログラムへの協力
- (3) アクト（インターアクト・ローターアクト）の育成への協力
- (4) ライラ（RYLA・ロータリー青少年指導者育成プログラム）への協力
- (5) 所沢フレンドリーカップサッカー大会への協力
- (6) わんぱく相撲大会所沢場所への協賛

所沢ロータリークラブ 総合事業計画書

2021(令和3)年7月～12月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
7	6	2829		クラブ協議会	理事会	ベルヴィザ・グラン
	13	2830		クラブ協議会		ベルヴィザ・グラン
	20	休 会		休 会	定款の規定により	
	27	2831		卓 話	理事会(8月分)	ベルヴィザ・グラン
8	3	2832	会員増強・新クラブ 結成推進月間	所沢市長卓話	夜間例会	ベルヴィザ・グラン
	10	休 会		休 会	定款の規定により	
	17	2833		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	24	2834		納涼大会	移動例会	未定
	31	休 会		休 会	定款の規定により	
9	7	2835	基本的教育と識字率向上 月間/ロータリーの友月間	卓 話	理事会	ベルヴィザ・グラン
	14	2836		企業見学		KADOKAWA
	21	休 会		休 会	定款の規定により	
	28	2837		卓 話	理事会(10月分)	ベルヴィザ・グラン
10	5	2838	経済と地域社会の発展 月間/米山月間	ガバナー補佐訪問		ベルヴィザ・グラン
	12	2839		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	19	2840		18日ガバナー公式訪問 市内5クラブ合同例会		ベルヴィザ・グラン
	26	休 会		休 会 第1回ゴルフコンペ	定款の規定により	
11	2	2841	ロータリー財団月間	卓 話	理事会	商工会議所 会議室
	9	2842		7日8日親睦旅行	例会振替	京都方面
	16	2843		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	23	法定休日		休 会	定款の規定により	
	30	休 会		休 会	定款の規定により	
12	7	2844	疾病予防と治療月間	年次総会	理事会	ベルヴィザ・グラン
	14	2845		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	21	2846		クリスマス会	移動例会	未定
	28	休 会		休 会	定款の規定により	

総合事業計画書

2022(令和4)年1月～6月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
1	4	休 会	職業奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	11	2847		新年会	理事会 移動例会	未定
	18	2848	クラブ創立記念日(1/19)	クラブ協議会		ベルヴィ ザ・グラン
	25	休 会		休 会	定款の規定により	
2	1	2849	平和と紛争予防 /紛争解決月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	8	2850		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	15	休 会		休 会	定款の規定により	
	22	2851	ロータリー創立記念日 2/23	卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
3	1	2852	水と衛生月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	8	2853		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	15	休 会		休 会	定款の規定により	
	22	2854		地区大会 26日(土)27日(日)	例会振替	ウエスタ川越
	29	2855		花見例会		倉片人形
4	5	休 会	経済と地域社会の発展 月間/米山月間	休 会	定款の規定により	
	12	2856		卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	19	休 会		休 会 第2回ゴルフコンペ	定款の規定により	
	26	2857		卓 話	理事会(5月分)	ベルヴィ ザ・グラン
5	3	法定休日	青少年奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	10	2858		創立60周年記念事業	移動例会	未定
	17	休 会		休 会	定款の規定により	
	24	2859		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	31	2860		クラブ協議会		ベルヴィ ザ・グラン
6	7	2861	ロータリー親睦活動月間	クラブ協議会	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	14	2862		ホテル観賞会	移動例会	所沢文化幼稚園
	21	休 会		休 会	定款の規定により	
	28	2863		新旧引継ぎ会	夜間例会	未定

役員理事・委員会編成表

(2021.7.1～2022.6.30)

(役員) 会 長 : 倉 片 順 司 直前会長 : 見 沢 孝 一 会長エレクト : 三 上 誠 副会長 : 池 田 安 弘
幹 事 : 見 澤 英 一 会 計 : 新 藤 隆 一 S A A : 市 川 雅 巳
(理事) 副 幹 事 : 浅 海 剛 次 クラブ管理運営委員長 : 日 向 貴 一 職業奉仕委員長 : 本 橋 敬 明
社会奉仕委員長 : 橋 本 幹 男 国際奉仕委員長 : 木 村 良 孝 青少年奉仕委員長 : 北 田 功

クラブ管理運営委員会			委員長:日向貴一 代行:村山宣章		
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
プログラム	高橋興基	平岩敏和	増田武英	中井眞一郎	村山宣章
			有坂和亮	北田 功	酒巻 満
クラブ会報	井花佳彦	栗田峰至	二上昌弘	鎌田忠洋	井関克行
親睦活動	石井正太郎	小山祥代	内田 勉	山根吉人	井口一世
			橋本幹男	菅原輝幸	加藤和伸
			中村有佑	鈴木崇文	篠宮克彦
			(うち副SAA) 安達裕之		
			鳥居由美子	木村良孝	本橋敬明
			日高 勉	矢部瑛美子	井関克行
			栗田峰至	加藤和伸	
			(ゴルフ担当)		
出席向上	菅原輝幸	安達裕之	武藤力夫	當眞正純	細野達男
スマイルボックス	岩井英雄	酒巻 満	柳原千衣子	鎌田忠洋	矢部瑛美子
広報雑誌	日高 勉	本橋嘉雄	小山祥代	平岩敏和	
エンジョイヘルス	加藤和伸	岩下悦郎	柳原千衣子	五十嵐俊昭	道口泰己
			岩井英雄		
			ホームページ担当	中井眞一郎	井花佳彦

会長エレクト:三上 誠					
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
職業分類	大野木喜行	中 保憲	大館則夫		
会員選考	當眞正純	増田武英	本橋嘉雄		
会員増強	二上昌弘	佐藤 薫	内田 勉		
公共イメージ	阿部武志	新井重雄	高橋興基		
ロータリー情報	梅沢好文	中井眞一郎	石井正太郎		
戦略計画	武藤力夫	村山宣章	阿部武志		

奉仕プロジェクト委員会 委員長:副会長 池田安弘					
職業奉仕委員会 委員長:本橋敬明 代行:細野達男					
企業見学担当	中 保憲	有坂和亮			
社会奉仕委員会 委員長:橋本幹男 代行:道口泰己					
社会福祉担当	新井重雄	栗田峰至			
国際奉仕委員会 委員長:木村良孝 代行:大館則夫					
財団・米山・世界社会奉仕担当	大野木喜行	鳥居由美子			
青少年奉仕委員会 委員長:北田 功 代行:五十嵐俊昭					
新世代・青少年担当	佐藤 薫				

ソングリーダー : 市 川 雅 巳 井 花 佳 彦 研修リーダー : 見 沢 孝 一 会計監査 : 阿 部 武 志

創立60周年事業特別委員会 委員長:内田 勉 副委員長:市川雅巳 高橋興基

地区役員・委員

諮問委員会 委員	中井眞一郎	危機管理委員会委員	鳥居由美子
地区研修委員会RLI担当委員	日向貴一	ロータリー財団委員会 奨学学友・平和フォロー委員会委員	鳥居由美子

所 沢 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ 定 款

第 1 条 定 義

1. 理 事 会： 本クラブの理事会
2. 細 則： 本クラブの細則
3. 理 事： 本クラブの理事
4. 会 員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 書 面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年 度： 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

第 2 条 名 称

本会は、所沢ロータリークラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第 3 条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

(※訳注：「第 3 条 クラブの目的」の原文は「Article 3Purposes」ですが、既存の第 5 条「目的」[Object] と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

第 4 条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：所沢市航空公園前交差点より県道所沢 — 大宮線以南及び県道所沢 — 入間線に沿って航空公園交差点より宮本町 2 丁目交差点以東、宮本町 2 丁目交差点より県道所沢 — 東京線に沿って南下し、星の宮 2 丁目所沢高校入り口交差点に至るまでの以東同交差点より市道沿いに南下し、樋の坪橋に至る線路東側、樋の坪橋より久米と荒幡の境界線に沿って南下し市の境界線に至るまでの東側とする。

第 5 条 目 的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していく

という目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。

理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 — 正会員。RI定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない、および
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 — 例外。細則には、第8条第2節および第4 ～ 6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域 社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI

理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — その他のロータリー活動による欠席。 欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — RI役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第6節 — 出席の記録。 本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 — 例外。 細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体。 本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 — 権限。 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 — 役員。 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ

月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナー および研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 – 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査 または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 – 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 – 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 – 自動的終結。

- (a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は
 - (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
 - (2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。
- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節（a）項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第1節 — 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 — 第 2 条と第 4 条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

所沢ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款（認められた部分を除く）、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されています。

第1条 定義

1. 理 事 会：本クラブの理事会
2. 理 事：本クラブの理事
3. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定 足 数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第2条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニー、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会 長	1 年
副 会 長	1 年
会 計	1 年
幹 事	1 年
会 場 監 督	1 年
理 事	1 年

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員 会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

- 第5節** 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。
- 第6節** 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。
- 第7節** 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。
- 第8節** 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

- 第1節** 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。
- 第2節** 本クラブの例会は、次の通り開催する：火曜日12時30分。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。
- 第3節** 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は24万円とする。会費は次の通り支払われる：銀行送金。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

- 第1節** 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会から成る。
- 第2節** 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。
- 第3節** それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第9条 財務

- 第1節** 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。
- 第2節** 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。
- 第3節** 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。
- 第4節** 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。
- 第5節** クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。
- 第6節** 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

- 第1節** 会員が、入会候補者を理事会および／または会員増強委員会に推薦する。または、ほかのクラブが、

そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

第2節 理事会は、30 日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

慶弔並びに見舞金等贈与規程

- 第1条 会員並びにその家族の傷病、災害又は死亡の場合はこの規程により見舞金又は香料を贈る。
- 第2条 会員が疾病又は負傷等により 1 ヶ月以上療養を必要と認められた場合は、次の見舞金を贈る。
金 10,000 円
- 第3条 会員が天災、地変その他不測の事由により損害を蒙りたる時は、理事会決定により災害見舞金を贈る。
贈与額 最高 50,000 円～最低 10,000 円
- 第4条 会員又はその家族が死亡した時は、次の区分により香料および供物を贈る。
会員 30,000 円及び生花
配偶者 20,000 円及び生花
会員と配偶者の両親及び祖父母並びに子女
(ただし祖父母の場合は同居の者)
10,000 円及び生花
- 第5条 会員が退会の場合は記念品を贈る。
3,000 円～10,000 円 理事会の決定により贈る。
- 第6条 本規程は、昭和 58 年 7 月 1 日より実施する。

事項		慶事		見舞金		弔事	
		結婚	叙勲	1 ヶ月以上療養	災害		
現会員	本人	20,000	10,000	10,000	10,000 50,000	30,000	生花
	妻	—	祝電	5,000	—	20,000	生花
	後継者	祝電	祝電	—	—	10,000	生花
	同居家族	祝電	—	—	—	10,000	喪主 生花
在籍十年以上退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主
在籍三年以上退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	喪主 生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主